

建 森 全

第141号

平成28年4月20日

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3
永田町ビル 4 階一般社団法人
全国森林土木建設業協会発行 責任者 高畑 博之
TEL.03-3581-3336
FAX.03-3581-3341

公共工事の品質確保の促進に関

改正の背景

平成二十八年度 森林整備保全事業設計 積算要領の改正の概要



大山〔写真提供：鳥取県森林土木協会〕

的に反映した予定価格の適正な設定を行うこと等が明確化された。また、予定価格の設定に関し、森林整備保全事業に関する請負工事及び測量・設計等業務の積算方法に他省庁等と異なる取扱いがあり、各都道府県等から森林整備保全事業設計積算要領等の改正要望が出

する法律の一部を改正する法律の成立（平成二十六年五月）に伴い、「公共工事の品質確保」と「中長期的な担い手の育成・確保」の実現を図るため、いわゆる「担い手三法」が改正され、発注者の責務として、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を

されていた。

更に、従来の「積上げ積算方式」は、作業員の人工数、単位工程あたりの作業時間や機械の運転時間・損料、使用材料の数量等から構成される歩掛表を用いて工種毎の単価表を作成し積算する方式であり、受発注者は多大な労力を要している。一方、国土交通省が平成二十四年十月に導入（農村振興局は平成二十八年に導入の見込み）した「施工パッケージ型積算方式」は、工種毎、条件区分毎の単価表をあらかじめ算定し設定されたものであり、積上げ積算方式の単価表作成作業を省力化した積算方式を取り入れ、積算事務の簡素化を図っている。

このような背景をもとに、林野庁では、適正な予定価格を算定するための積算要領等の必要な見直しを行うとともに、積算事務の軽減を図るため、「施工パッケージ型積算方式」の導入を図ることとした。

主な改正の概要

1 積算基準の改正について

(1) 森林整備保全事業設計積算要領について
直接工事費、間接工事費（共通仮設費、現場管理費）及び一般管

理費等の積算基準について、次のとおり見直しを行った。

①仮道、仮橋等の仮設工について明記した。

②鋼製ダム等の組立式鋼材の購入費及び建設副産物の処理経費を共通仮設費算定の対象として追加した。

③航路の安全標識等費用及び発破の監視費用を共通仮設費（安全費）の対象として追加した。

④労働者の輸送に要する費用（営繕費）の率計算について、率計算による部分と積上げによる部分が明確になるよう規定を改正した。

⑤緊急工事、大都市での工事について、現場管理費率の加算方法を追加した。

⑥各省庁の共通事項として、間接工事費の算定における工種区分「橋梁保全工事」を新設するとともに、「河川・道路構造物工事」、「鋼橋架設工事」及び「道路維持工事」の間接工事費の算定に係る率を再設定した。

また、「交通誘導警備員」の安全用品、安全講習会等の費用が、他の労務者に係る費用と同様に共通仮設費の率計算対象となるよう、

積算方法について、直接工事費に計上するよう見直しを行った。

(2) 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

①設計書に計上する材料の単価は、原則として、各都道府県及び各森林管理局設定単価を用いるものとしているが、これにより難い場合は、物価資料又は見積りにより単価設定を行うよう明記した。

②冬期施工工事の歩掛補正、時間的制約（通勤時間帯等）を受ける工事の労務単価補正について、新たに規定を設けた。

また、発注者の指示に基づき工事を一時中止した場合の増加費用について、受注者からの請求により発注者が負担することの規定を設けた。

③山林砂防工の適用となる範囲について、宅地等の平坦部に隣接する区域のうちトラッククレーン等での作業が不可能な箇所で人力による作業及び勾配がおおむね三十度以上の箇所で作業箇所毎に人力による組立て・解体等を伴う作業は、山林砂防工の対象となることを明記した。

2 標準歩掛の新設・改正について

標準歩掛の新設・改正を行った工種は、六十五工種（新設四十六工種、改正十九工種）

(1) 作業幅・作業スペースが狭い現場への対応（新設四工種、改正二工種）

治山・林道工事は、作業スペースが狭く急傾斜な場所での土工作业となるため、施工量や施工場所に応じた機種選定を行う規定を設けるとともに、狭隘な場所での作業に対応した歩掛を設けた。

①新設（四工種）

盛土（ブルドーザ敷均し）

（狭幅）及び振動ローラ締固め

（狭幅）は、ブルドーザ 3 t 級及び振動ローラ（3 t 級又は 0.8 t ～ 1.1 t）を用い、

施工幅員 2.5 m 以上 4.0 m

未満の盛土に適用可能とした。

小規模土工は、バックホウ

0.28 m³ 及び小型バックホウ

を用い、1 箇所当たり 100

m³ 程度の土工又は平均施工幅

員 1 m 未満の床掘り等に適用

可能とした。

砂利路盤工（機械）は、幅

員に応じた敷均し機種として、

ブルドーザ 3 t 級、バックホ

ウ 0.28 m³、小型バックホウ及

び人力敷均しから選定を行い、

締固め機種は、振動ローラ 3 t ～ 4 t 又は 0.5 t ～ 0.6 t から機種選定する。

その他、クラムシエル掘削を追加した。

②改正（二工種）

機械土工（土砂）、機械山地

治山土工（土砂）における、平

均施工幅 1 m 以上 2 m 未満又

は狭隘で旋回範囲に制限がある

場合のバックホウの機種選定

について、0.45 m³ 規格のバ

ックホウの適用が可能となる

よう改正した。ただし、歩掛

はこれまでと同様のサイクル

タイム方式を適用する。

(2) コンクリート工の改正（新設一工種、改正三工種）

コンクリート打設量に応じた歩

掛を設けた。

①新設（一工種）

無筋・鉄筋コンクリートポ

ンプ車打設（標準）日打設量

50 m³ ～ 300 m³、300 m³

～ 600 m³

②改正（三工種）

無筋・鉄筋コンクリートポン

プ車打設（標準日打設量小）

日打設量 30 m³ 未満、30 m³ ～ 50

m³ 未満、橋梁床板のコンクリ

ートポンプ車打設（標準日打

設量小）日打設量 50 m³ 未満、モ

ルタル練

(3) 治山関係工種の新設(三工種)

地すべり防止施設及び斜面で適用可能な水路工として、山腹水路工(山腹集水路、排水路、山腹明暗渠、山腹暗渠、集水桝及びプレキャスト集水桝)の歩掛を新設した。このほか、残存型枠工(プレキャスト)、ソイルセメント工を新設した。

(4) 治山・林道工事に適用可能な工種の新設、改正(新設十四工種、改正十四工種)

①新設(十四工種)

プレキャスト擁壁工、雪寒仮囲い工、鋼矢板工(アースオーガ併用)、鋼矢板(H形鋼)工(クレーン引抜き)、仮設材設置撤去工、仮橋仮栈橋工、切土及び発破防護柵工、掘削(発破)防護柵工、法面仮設モルタル工、橋台・橋脚工、鉄筋挿入工、簡易鋼製擁壁工、木製校倉式ダム工、木製校倉式土留工

②改正(十四工種)

安定処理工(スタビライザ混合)、ホイールローダ積込、吹付法面取壊し工、暗渠配水管、石積(張)工、ブロック土積(張)工、井桁ブロック土留工、鋼矢板(H形鋼)バイ

ブロハンマ工等、埋戻工、機械土工(岩石)、転石破碎工、盛土(ブルドーザ敷均し締固め)、木材利用工(八工種)、なだれ予防柵工

(5) 道路維持修繕工事等の標準歩掛の新設(二十四工種)

舗装の修繕関係七工種、橋梁の修繕・撤去関係十三工種、トンネルの漏水対策一工種、その他維持修繕に係る工種三工種を新設した。

(6) 各省庁共通の改正事項

原動機燃料消費量改定に伴う改正、床版補強工(炭素繊維接着工法)の新設、油圧圧入引抜き工(Nmax180を超え600以下)の適用拡大、舗装版クラック補修工歩掛の改正を行った。

3 施工パッケージ型積算基準の制定について

施工パッケージ型積算方式について、平成二十八年十月以降発注する工事から試行実施するため、「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式試行実施要領」(別添1 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準、別添2 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式標準単価表、別添3 同(東日本大震災被災地適用))、「森林整備保全事業の工事工種体系について」及び「森林整備保全事業数量

算出要領(施工パッケージ型積算方式)の制定について」を平成二十八年三月三十一日付けで通知した。

(1) 工種内訳

六十二工種二百二十一施工パッケージ

なお、施工パッケージを導入する六十二工種のうち三十四工種については、積上げ積算に係る歩掛の新設・改正を行い、従来の積上げ積算も可能とした。

(2) 留意点

- ① 地域補正、山林砂防工の適用、通勤補正及び労務単価の割増が適用可能な積算基準とした。
- ② 施工パッケージ単価が実態と乖離する場合、見積りによる資材単価等を使用して補正することを明記した。
- ③ スケジュール

平成二十八年十月より試行実施

4 請負工事の施工管理基準の改正

(1) 治山工品質管理基準及び規格値の改正

① コンクリート等品質管理基準において、コンクリートのスランプ試験、空気量、圧縮強度試験の試験回数を軽減(コンクリート打設数量50㎡に1回↓原則として150㎡に1

回(構造物の重要度に応じて20㎡(150㎡に1回)、小規模な工種で総使用量が50㎡未満の施行地は1工種当たり1回)した。

② 生育基盤盛土工の現場透水試験について、原則として盛土完了時に2500㎡につき1地点で実施することに改正した。また、土壌硬度試験について、長谷川式土壌硬度計による試験を追加した。

(2) 林道工事の出来形管理基準及び品質管理基準の改正

① 土工の出来形管理(切土・盛土の法長測定)の測定箇所について、これまでカーブの入口(BC)、出口(EC)等の測点を含む全測点について測定してきたものを、一律40mに1箇所測定することに改正した。

また、出来型図の作成について、設計変更の必要が無い場合、発注時の設計図に出来型の測定値を記入することとした。

② コンクリートの品質管理基準

5 測量・設計等業務に係る新たな積算要領の制定

最新の測量機器等による歩掛で

構成する新たな積算要領を制定した。

平成二十七年度 「改善要望事項」に対する 林野庁の見解

改善要望事項

一 支障木の伐採等について

①支障木の伐採・除去費用について

（関東・甲信ブロック）

森林土木事業では、立木の伐採・整理等が伴います。森林所有者が伐採や整理を行うことは少なく、受注業者が行うことが多くなっています。これに掛かる費用は設計以上になることが多々あります。適正な歩掛及び単価をお願いしたい。また、受注業者が行うべき範囲についての明確化をお願いしたい。

林野庁見解

立木の伐採・整理等に係る積算にあたっては、標準歩掛による積算を行った上で森林組合等から聞き取りをし、標準歩掛による積算が現地実態と合わない場合は、見積り等により対応可能です。

なお、今年度、森林整備保全事業設計積算要領の改正により、共通仮設費率に含まれる小規模な伐

開等の作業と、直接工事費として実施される立木の伐倒・搬出作業を明確に区分したところです。

②支障木の撤去費用について（中・四国ブロック）

（九州ブロック）

林道工事や治山工事に伴う支障木は、施工業者において伐採、搬出、撤去が行われているが、設計に比べ多大の経費を業者が負担する結果となっている。

伐採及び木寄せの経費は設計計上されているが、現場から土場や原木市場までの搬出費は設計計上されていない。設計計上されている伐採・木寄せの経費も実際と比べて非常に低額であり現状に沿った経費となるよう検討をお願いしたい。

また、工事現場で木材を集積する場所の確保は困難でトラックによる搬出は必要不可欠である。トラックによる搬出経費の設計計上をお願いしたい。

また、林道災害工事における支障木の撤去費用は設計計上出来ないか。

林野庁見解

支障木を伐採し、現場から離れた土場まで運搬する場合、搬出費を計上する必要があります。

また、林道災害復旧工事におい

ては、支障木の撤去費用を設計計上することは可能です。

③支障木の伐採・処理経費について（九州ブロック）

当方伐採による支障木伐採・枝条片付は工期内作業であり日数がかかります。

工期は伐採の日数が考慮されているのでしょうか。また、搬出・処理経費は積算計上されていますが、計上できないでしょうか。

林野庁見解

当方伐採による支障木伐採・枝条片付については、工事の一部として発注された場合には、工期算定の対象に含まれるものと考えます。

また、建設副産物として処理する場合の搬出、処理に要する費用を設計計上することは可能です。

平成二十八年度森林整備保全事業設計積算要領の改正の概要

（以下「改正概要」という。） 1

(1) ②建設副産物の処理経費を間接工事費の対象額として追加。

二 山林砂防工の適用等について

①山林砂防工について（関東・甲信ブロック）

山林砂防工が適用になる工事現

場でも、作業員は他の工事現場と同様な普通作業員が行っているのが現状であります。山林砂防工の適用箇所も、作業員は普通作業員として、実態に合わせて作業歩掛を割増することが現実的と思われる。ご検討をお願い致します。

林野庁見解

山林砂防工は、法面工のような専門職種として存在するものではなく、勾配三十度以上等の適用条件を満たす場合に、普通作業員の労務に代えて山林砂防工の労賃を適用し積算する（普通作業員に当該労賃を適用する。）こととしています。

したがって、森林土木（治山・林道）工事の積算においては、山林砂防工の条件に当てはまる場合には、その労務単価を用いて積算を行うよう会議等で指導しています。

②山林砂防工の適用について（四国ブロック）

現在山林砂防工の適用は、林野庁見解（適用基準平成二十七年五月全森建会報第百三十七号）を満たす箇所についてはその単価が採用されていますが、全国的に見ると適用の範囲が未だばらつきがあると聞きます。全国の適用の判断

基準をお伺いし参考にしたいたので、ご教示願います。

林野庁見解

山林砂防工の適用の判断基準は「森林整備保全事業の留意事項」及び「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱について」に作業箇所勾配等の要件が規定されています。

改正概要 1②③山林砂防工の適用範囲について明確化。

③条件不利地での歩掛について (関東・甲信ブロック)

森林土木事業の現場は施工条件が極めて厳しいものがあります。森林土木事業独自の歩掛や割増等により、現場条件に合った歩掛の制定をお願いしたい。

林野庁見解

現地条件や作業量に応じて歩掛を割増している工種（一般土工、山地治山土工、コンクリート土工等）があり、特に、条件の厳しい土工は、現地調査を行うなどして、現場実態を踏まえた歩掛となるよう努めています。

なお、今後の歩掛の制定・見直しにあたっては、専門機関による現地調査の実施により、現場条件に合った適正な歩掛となるよう努めて参ります。

改正概要 2(1)作業幅・作業スペースが狭い現場への対応した工種の追加。同 2(2)コンクリートの打設量に応じた歩掛の追加・改正。

三 積算方式について

①市場単価方式による積算の見直しについて（九州ブロック）

市場単価方式により積算を行う工種が国で定められている（ただし、山林砂防工を適用する箇所には適用しない）が、森林土木工事現場は、山間地の急峻・狭隘な足場の悪い箇所であり、平坦地の工事をベースとした市場単価の採用はなじまないため、積算が定められた工種については、市場単価を採用せざるを得ない状況であることから、市場単価方式の採用を見直し、現場条件に応じた歩掛・単価の設定をお願い致します。

林野庁見解

市場単価は、市販の積算資料に掲載されている単価をいいますが、それぞれの工種について、現場条件などの適用範囲が明記されています。

このため、市場単価が適用できない範囲である場合は、積上積算や見積り等により積算します。

山林砂防工については、条件に

当てはまる場合には、その労務単価を用いて積算を行うよう会議等で指導しているところです。

改正概要 2(3)斜面等で適用可能な水路工歩掛の新設等

②施工パッケージ型積算方式について（東北ブロック）

他省が施工パッケージ型積算方式を導入したが、森林土木工事は他省の工事と比べ現場条件、施工規模が不良であることから、同工種の施工パッケージの標準単価より安価になることのないよう歩掛の設定をお願いします。

また、施工パッケージを導入する場合は品確法等の改正を踏まえ、森林土木工事の条件を反映した独自の標準単価の設定を願います。

林野庁見解

林野庁における施工パッケージ型積算方式の導入にあたっては、現行の積上歩掛との比較検討を行った上で導入する工種を選定しました。

また、これまで林野の歩掛では対応できなかった小規模な工種について新たに導入することとしました。

改正概要 3(1)工種内訳。同 3(2)①地域補正、労賃割増等適用

可能。同 3(2)②見積り単価の使用。

四 林道事業について（九州ブロック）

①地山の掘削について

現在、土砂掘削の場合、切土勾配が 1 対 0・6、岩質掘削の場合 1 対 0・3 になっており想定した岩質がある場合、途中から 1 対 0・3 で施工する事となっていますが、想定通り岩盤がなかった場合は 1 対 0・6 の勾配で切り直す事となります。岩盤の場合でも、最低 1 対 0・6 の勾配で設計する事は出来ないでしょうか。

林野庁見解

林道の設計については、伐開幅を必要最小限にするなど林地・自然環境の保全への配慮等の観点から、地山の掘削を極力少なくするようにしているところですので、各土質に応じた安定勾配での掘削をお願い致します。

②林道工事において重量コンクリート製品の設置の際、計画幅員が狭く、クレーン等の作業効率非常に悪い。10m 当たりの施工日数の見直しはできないでしょうか。

※ L 型擁壁等の重量製品（H Ⅱ

3・0 m 4・6 t) をクレインで吊る際 20 t クレーンで道路計画幅員が 5・0 m の場合、4 m (2 基) 毎の施工、1 日では 8 m 毎の施工になります。設置↓埋戻の繰り返しでロスが大きい。また、アウトリガーも完全に出せない状態です。施工効率の見直しを願いたい。

林野庁見解

Ｌ型擁壁については、クレインの据付場所及び作業ヤードが確保できれば、施工性も良く経済的に有利な工法ですが、幅員が狭い場所では施工性に問題が生じる場合が考えられます。

このため、設計段階でどのような工法を選定するかが重要であり、今後、現地に合った適切な工法を選定するよう指導して参ります。

五 施工箇所が点在する経費について（東北ブロック）

1 つの工事で施工箇所が 2 箇所以上点状にある工事があります。共通仮設費、現場管理費が各々必要となり経費が増します。他官庁では施工箇所が点状にある工事の経費が見直しされていますが、林野庁での対応はどのようなになっているか、明確にしていきたい。

林野庁見解

施工箇所が点在する工事（5 km 以上）については、別箇所として扱い、箇所毎に間接工事費を算出することとしています。今後、林野庁の対応状況について、ホームページへの掲載など検討して参ります。

六 仮設工の適切な計上について（東北ブロック）

積算図書において、現場条件を適切に反映していない仮設計画が見られることから、構造物の設計計画と同時に仮設工の実設計画が検討できるように、仮設工に関する調査等業務の標準歩掛（施工計画、図面作成、数量計算）を制定し、各施工段階に応じた仮設数量の計上を要望します。

林野庁見解

コンクリート構造物を設置する場合仮設工が重要であり、特に、治山ダム等現場条件が厳しい施設の設計においては、現場条件に適応した仮設計画が必要となります。このため、仮設構造物設計について、測量・設計等業務の積算要領に盛り込むよう検討して参ります。

改正概要 1(1)①仮設工について明記。同 2(4)仮設工の工種を

追加。同 5 測量・設計等業務の積算要領を新たに制定。

七 森林土木工事における歩掛の補正（基準の明示）について（中部、九州ブロック）

森林整備保全事業標準歩掛については、「気象その他の現場条件により、20%の範囲で増減できる」とされ、その適用する場合の判断基準については、国は、「発注者が現場で適切に判断し対応すること」と指導しています。

しかしながら地方公共団体等では、標準歩掛がそのまま適用されている現状にあります。さらには、データ不足等で「根拠を明らかにする」ことが困難なことから標準歩掛の適用範囲に合致しない場合でも、「他に適当な歩掛が無い」との理由でそのまま採用されるケースが多く、現場実態に対応した変更設計に依拠してもらえない状況にあります。

このため、適正な工事価格を確保できるよう、国として歩掛増減の目安あるいは、客観的な基準を明示することや、当該工事の実績歩掛による変更を可能とすることなど、標準歩掛適用の改正及び地方公共団体等への指導をお願いします。

林野庁見解

「森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」3に「この歩掛は、標準状態の歩掛を示したものであり、気象その他の現場条件によって、20%の範囲内で増減することができ。」と規定しています。

具体的には、「積雪寒冷地での冬期補正」、「通勤補正」があり、歩掛補正は、便宜的に労務単価に対して行われ、これにより、該当工事に對し割増が適用されます。

当該補正の適用にあたっては、発注機関の対応にばらつきがあることから、特に、直轄事業において、その適用について会議等で周知・徹底したところです。

なお、上記以外の発注者独自の補正についても引き続き適用可能です。

これらについて今回の改正も含め会議等で指導していきます。

改正概要 1(2)②冬期工事の歩掛補正、時間的制約を受ける工事の補正、工事一時中止の増加費用の負担について規定。

八 小規模工事の割増補正について（四国ブロック）

施工規模の小さい工事現場の割り増し率を設けて欲しい。現在面積の大小に関係なく一律の歩掛と

なっており、小規模の場合、手間がかかるため経費（補正）を計上していただきたい。

林野庁見解

今年度末の歩掛改正により、小規模な土工や①100㎡未満の小規模土工に対する0.28㎡、0.13㎡のバックホウ適用、4t又は2tのダンプロック運搬、②施工幅員4.0m未満の狭幅箇所での3tブルドーザの適用、③敷き均し幅3.0m未満の砂利路盤工におけるバックホウ又は小型バックホウの適用及び敷砂利使用量の適正化など、新規歩掛を導入することとしました。

改正概要2(1)作業幅・作業スペースが狭い現場への対応した工種の追加。同3(1)施工パッケージ単価に同工種を設定。

九 モノレール仮設について（関東・甲信ブロック）

現場までの通勤について徒歩で90分以上かかる箇所については、通勤補正が適用されていますが、作業時間が限定され、また通勤による疲労なども伴うため、支障をきたしています。

人員輸送用のモノレールについては、現行では共通仮設費における営繕費（労務者の輸送に要する費用）に含まれているため計上できません。

作業員の減少や高齢化などを考慮すると厳しい状況であり、これを解消するため、人員輸送用のモノレール架設の歩掛等の新設をお願いします。

共通仮設費の営繕費に含まれる労働者の輸送に要する費用は、労働者を日々当該現場に送迎するために要する費用であり、現場の集散場所から工事箇所までの人員輸送に係る費用は含んでいません。

林野庁見解

このため、集散場所から作業地まで長距離の歩行が必要となる場合は、仮設道路、作業歩道、モノレール等について追加して設計に組み込む必要があります。

なお、モノレールは、地形条件や運搬する資材等により設計（用途、レールの剛性、支柱本数等）が千差万別で、専門業者による設計と見積りにより行われているのが実態です。

改正概要1(1)④労働者の輸送に要する費用について、率計算による部分と積上げによる部分を明確化。

十 歩掛の新設について

①ケーブルクレーン運搬について

（関東・甲信ブロック）

治山林道必携に定められていない機器や資材の運搬費については、昨年度、国に要望しましたが、「治山林道必携（平成27年版）P一六二（参考12）」に計上されている資材以外の運搬費は、共通仮設費に含まれるという回答でした。

しかし、資材等によつては相当量の運搬を伴うものもあり、必携に掲載の無い資材等についても出来るだけ掲載するとともに、応用方法について検討して頂きたい。

林野庁見解

現場条件により、運搬工が必要となる場合（標準歩掛に含まれる小運搬距離を超える場合）は、共通仮設費の率計算に含まれているものではなく、別途、経費を見込む必要があります。

なお、（参考12）の表において、標準的な資材の1回当たり運搬量を示しているところですが、これ以外の特別な資材の運搬については、発注者と受注者が運搬量等を協議する必要があります。

②小運搬（歩掛の計上）（中部ブロック）

材料・型枠・小機材等全ての資材を現場まで持ち上げ、取りおろ

しをしなければならないが、ほとんど計上されないので歩掛の計上をお願いしたい。

林野庁見解

一般資材、型枠、質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬は、共通仮設費率に計上される運搬費として積算されます。

積上による運搬費が必要となるのは、質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬、仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬、重建設機械の分解、組立および輸送に要する費用等です。

なお、仮設材の積込・取卸しに要する費用については、積算要領に掲載されています。

十一 歩掛の改正について

①コンクリートポンプ打設費について（関東・甲信ブロック）

小規模のコンクリート構造物は、打設量に比較して打設回数が多くなり、その都度コンクリートポンプ車の回送費等が必要となり、設計以上の経費がかかることから適正な歩掛の検討をお願いしたい。

林野庁見解

森林整備保全事業標準歩掛のコンクリートポンプ打設歩掛は、設計日打設量30㎡未満（標準15㎡）、

30 m³～50 m³（標準 40 m³）の小規模な工事に対応可能となっています。ポンプ車の日々の回送費は、共通仮設費率に含まれる運搬費として積算に見込まれます。

改正概要 2 (2) コンクリートの打設量に応じた歩掛の追加・改正。

② 残存型枠の施工歩掛（中部ブロック）

昨年度、提出済み施工実態調査により 100 m³ 当たりの人工が、設計 13・4 人に対して 21・8 人要した計算となり、施工手間にかなり開きがあるので実態に合うよう歩掛の改正をお願いしたい。

林野庁見解

昨年度、「残存型枠（角材式）工」の標準歩掛を策定したところですが、当該歩掛は、施工実態調査の結果に基づき、標準的な数値をもとに歩掛を策定したものであり、現在のところ見直しの予定はありません。

③ 水平打継鉄筋の本数見直し（中部ブロック）

水平打継鉄筋の本数が 100 m³ 当たり 187 本となっているが、1 m ピッチで施工すると 160 本位しか入らない。一度見直しをお

願いしたい。

林野庁見解

水平打継鉄筋の本数については、林野庁で本数の目安を示しているところですが、実際の施工においては、配列や配置間隔について監督職員と調整をしていただきたい。

④ 土工関係（設計積算）（中部ブロック）

土工関係の設計積算の見直しをお願いしたい。

林野庁見解

森林整備保全事業標準歩掛の土工は、建設機械のサイクルタイムを基本とした歩掛であり、治山・林道の施工実態に合った歩掛であると考えます。

改正概要 2 (1) 作業幅・作業スペースが狭い現場への対応した工種の追加。同 3 (1) 施工パッケージ単価に同工種を設定。

十二 集水井工における深度毎の傾斜管理の設定について（四国ブロック）

現在集水井は、深度に関係なく傾斜管理値 15 cm（国交省土木工事施工管理基準）となっています。深度が深くなればその管理が著しく困難となります。傾斜管理値を一律ではなく深度による管理値を設

けて頂きたい。

林野庁見解

集水井における偏心量（傾き）は、偏土圧の影響によるライナープレートとの偏心変形や不等沈下が、鉛直度・水平度の誤差の問題となつて現れるものであり、安全に作業するためには、現行の偏心量の範囲で作業することが重要となります。

十三 森林土木主任技術者（仮称）の設置と認定に向けた取組の実施について（九州ブロック）

森林土木工事現場は、山間地の急峻・狭隘な足場の悪い箇所であり、特異な技術を要し、労働災害も多い。

このようなことから、熊本県森林土木建設協会では、労働安全に万全を期す必要があること、工事には特異な技術が必要であることから、毎年研修会を開催するとともに、森林・林業に関する各種免許・資格等の取得を重点取組としていくところである。

例えば、治山山腹工事やケーブルクレーン架設工事などは、特に高度な技術が必要で、危険性も高いことから、その特殊性を考慮すれば、高度な技術を必要とする工事として、配置予定技術者を設定

することが必要と考える。

よって、これらに対応し、全国的に推進するため、全森建が新しく森林土木主任技術者（仮称）資格の創設と認定手続き等を定めた制度を新設し、この制度に即して、各県協会が資格取得に向けた研修会等を実施するなどの取組を進めていく必要がある。

流れの概略は次のとおり、
① 全森協がこの資格の創設と認定手続き（試験）を公表

② 全森協が認定試験を実施

③ 各県協会主催で、認定に向けた研修会等を開催

④ 森林土木主任技術者（仮称）資格者（試験合格者）の優遇等について、国、県へ要望活動を実施

林野庁見解

森林土木工事の多くが、山間奥地で急峻な地形で行われており、安全にかつ適正に工事を実施するためには、山間地特有の自然条件等について十分な知見や経験を有した技術者により実行されることが重要と考えているところです。

そのため、直轄工事などにおいては、配置技術者の森林土木における過去の工事実績や森林分野 CPD（森林分野技術者継続教育）及び林業技士制度における資格の

取得者（森林土木）に関して一定の評価を行い工事の品質確保に努めているところです。

なお、ご提案の資格制度に関しては、森林土木技術者の育成確保といった面でも効果があるものと考ええますが、新たな資格制度の創設については、技術面のフォローに係る専門家等との連携や資格運営に係るコスト及び資格の汎用性等について十分な検討が必要と考えます。

十四 担い手の育成について（九州ブロック）

国や県で経済対策等により予算が増えても、資格を持つ技能者が不足し、対応できないという話も良く聞く。

しかも、技術者を育てるには、時間と費用が必要であり、特に、建設業の若い担い手の育成確保のための費用に対する助成制度の創設をお願いしたい。（建設会社への支援制度）

林野庁見解

品確法（公共工事の品質確保に関する法律）等が改正されたことにより、発注者は、適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定、ダンピング受注の防止、計画的な発注と適切な工期設定及び

設計変更を行うこととされ、受注者は、技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等の加入徹底等を行うこととされました。

林野庁としてもこうした取組が適切に実施されるよう取り組むことや事業を安定的に発注することを通じ、技術者をはじめとした担い手の育成・確保を図っていきたいと考えているところです。

なお、建設業に対する助成措置については、厚生労働省が「建設労働者確保育成助成金」を実施しているので参考として下さい。

平成二十八年度 安全ポスターの作成

全森建では、昨年十一月に開催した技術・労働委員会において、各協（議）会会員から応募された写真の中から、厳正な審査を行い、最優秀作品を主体とした平成二十八年度労働安全ポスターを作成しま



した。

なお、本ポスターは各協（議）会へ送付いたしました。各協（議）会の皆様には本年度労働災害防止に努めていただくようお願いいたします。

林野庁幹部人事異動

次のとおり異動がありました。

平成二十八年三月三十一日付け

◆退職 津元 頼光

（林野庁林政課

◆退職 林業・木材産業情報分析官

◆退職 古久保 英嗣

（大臣官房政策課政策情報分析官

◆退職 河野 充

（中部森林管理局次長

◆退職 （名古屋事務所長）

◆退職 高信 好彦

（中部森林管理局総務企画部長

◆退職 出向

（研）森林総合研究所理事

◆退職 桂川 裕樹

（中部森林管理局局長

◆退職 出向 （研）森林総合研究所

森林整備センター審議役

◆退職 柳田 真一郎

（林野庁治山課長

◆退職 出向 （研）森林総合研究所

総括審議役

上野 司郎

（関東森林管理局次長

◆退職 出向 （東京事務所長）

◆退職 出向 （研）森林総合研究所

森林保険センター総括審議役

大貫 肇

（東北森林管理局次長

（青森事務所長）

平成二十八年四月一日付け

◎林野庁関係

◆林野庁治山課長

（研）森林総合研究所森林

保険センター総括審議役

◆林野庁経営企画課長

（研）森林総合研究所

森林整備センター審議役

◆林野庁林政課監査室長

（九州森林管理局業務管理官

◆林野庁経営企画課

国有林野生態系保全室長

◆林野庁林政課監査室長

（九州森林管理局業務管理官

◆林野庁林政課監査室長

（九州森林管理局

宮崎森林管理署長

◆林野庁業務課国有林野管理室長

（関東森林管理局森林整備部長

◆林野庁林政課林業・木材産業

情報分析官

（北海道森林管理局次長）

内田 敏博

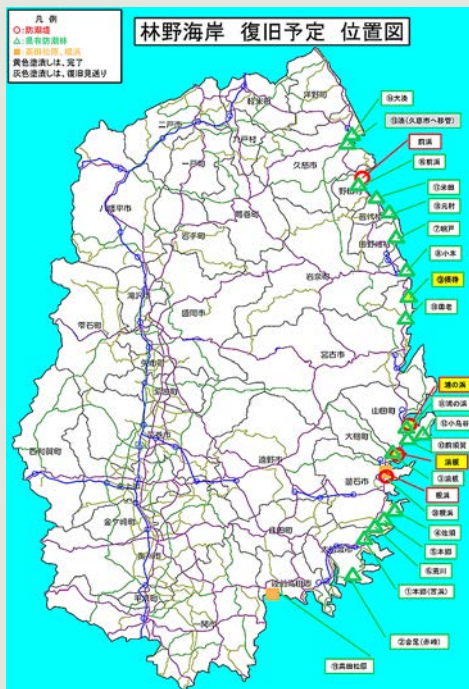
（北海道森林管理局次長）

（北海道森林管理局次長）

地方協会だより (8)

海岸防災林の復旧に向けて

—岩手県森林土木建設協会—

被災前の
高田地区海岸被災直後の
高田地区海岸

海岸防災林の位置

1 被害の概要

岩手県には、主に昭和八年の三陸大津波を契機に造成された県有防潮林(県有の海岸防災林の呼称)二十四、市有林等三、計二十七箇所の海岸防災林があり、沿岸地域の暮らしを守るとともに、日常的に保健休養等の場所としても利用されてきましたが、平成二十三年三月の東日本大震災津波により二十六箇所が被災しました。リアス式海岸の特色から管理面積が一鈴未満の箇所が多く、高田松原の二

2 復旧計画の進捗状況

十二鈴を最大として全体で六十七鈴の海岸防災林が流失しました。

県の海岸防災林復旧計画では、地盤沈下による水没や他省庁所管の防潮堤用地等に転用された箇所を除く二十箇所、五十六鈴を復旧・再生する予定となっています。

平成二十七年十月末現在、植栽完了は二箇所ですが、先行する防潮堤工事の進捗に合わせて順次植栽し、平成三十年度末までの完了を目指し関係者が一丸となつ

表 林野海岸施設及び海岸防災林の被害と復旧

(平成 27 年 11 月現在)

1. 林野海岸施設

区 分	管理数	被災数	復旧予定	完 了
防潮堤	5	5	4	2
防潮護岸	9	6	4	4
計	14	11	8	6

2. 海岸防災林

区 分	管理数	被災数	復旧予定	完 了
県 管 理	24	23	18	2
県管理以外	3	3	2	0
計	27	26	20	2

地方協会だより (8)

で取り組んでいます。

なお、防潮堤等の林野海岸施設については十四箇所のうち十一箇所が被災しました。他省庁所管の施設との調整により八箇所を復旧する計画ですが、これまで六箇所が完了し、残り二箇所についても平成二十八年度末の完了を目指して復旧中です。

3 全国からの善意

海岸防災林の復旧・再生にあたっては苗木寄贈などの形で全国から善意の支援を頂いていいますので、感謝を込めてその一部を紹介します。

平成二十六年五月に県有防潮林の再生第一号として開催された「撰待（せったい）防潮林再生記念植樹」（宮古市）で植栽されたコナラやクロマツ等は鳥取県、山口県及び緑のバトン運動実行委員会から寄贈を受けました。鳥取県からは平井知事とコナラを育てた小学生たちが遠路参加し、花を添えていただきました。その後、「第六十五回全国植樹祭にいがた2014」式典

で寄贈されたアカマツ千本も追加して植えられました。

また、浦の浜防潮林（宮古市）では植栽苗木の一部として「第六十六回全国植樹祭いしかわ2015」式典で寄贈されたクロマツ千本が植えられています。

4 官民挙げた復旧の取組

本県の海岸防災林は、本来の保安林機能のほか、先述したとおり生活に

密着した場所でもあることから、行政による復旧事業のほか、公的研究機関や民間研究団体、あるいはボランティア組織が、植生の被害や再生状況の調査、その報告会やフォーラム



鳥取・岩手両県知事と子供たちによる植樹風景



再生説明板の除幕

写真、表はいずれも岩手県提供

等の開催、海岸防災林のあり方等の提言、自主的な植栽試験など、復旧・再生に向けていろいろ取り組んでいます。

当協会も復旧支援活動をするごととし、その一つの形として昨年県有防潮林三箇所に「再生説明板」を寄贈しました。引渡式の会長挨拶要旨を紹介してこの便りを終わります。

『防潮林の早期復旧を願って

いたところ、平成二十六年の撰待防潮林再生記念植樹に参加して思いが一層強くなり、平成二十七年度総会で防潮林の復旧支援をしようと決めました。植栽された苗の健全な成長と大災害の記憶が語り継がれることを願うとともに、訪れる方々に防潮林の再生の経緯を伝え、大切に思う気持ちの醸成に少しでも役立つことを願ってやみません。』

- ◇林野庁計画課施工企画調整室長
箕輪 富男
(環境省関東地方環境事務所
保全統括官)
- ◇林野庁管理課管理官
(人事管理担当)
入川 修一
(四国森林管理局総務企画部長)
- ◇林野庁計画課
入札契約技術企画官
両角 実
(林野庁整備課森林土木専門官)
- ◇林野庁整備課森林土木専門官
林 茂
(林野庁管理課企画官
(事業評価担当))
- ◇林野庁管理課企画官
(事業評価担当)
乾 光一
(林野庁整備課課長補佐
(林道事業班担当))
- ◇林野庁整備課課長補佐
(林道事業班担当)
寺岡 猛
(中部森林管理局治山課長)
- ◇林野庁治山課課長補佐
(水源地治山指導班担当)
武森 美紀男
(北海道森林管理局治山課長)
- ◎森林管理局等関係
中部森林管理局局長
新島 俊哉
- ◇北海道森林管理局次長
(林野庁経営企画課長)
上田 浩史
(林野庁業務課国有林野管理室長)
- ◇東北森林管理局次長
(青森事務所長)
吉野 示右
(林野庁経営企画課
国有林野生態系保全室長)
- ◇関東森林管理局次長
(東京事務所長)
平野 均一郎
(独)農林漁業信用基金林業部長)
- ◇中部森林管理局次長
(名古屋事務所長)
木村 大助
(林野庁林政課管理官(人事総括))
- ◇北海道森林管理局森林整備部長
石原 聡
(林野庁林政課監査室長)
- ◇北海道森林管理局調査官
堀 幸夫
(東北森林管理局総務企画部長)
- ◇東北森林管理局総務企画部長
原 修
(四国森林管理局
徳島森林管理署長)
- ◇中部森林管理局森林整備部長
佐藤 肇
(林野庁計画課施工企画調整室長)
- ◇中部森林管理局総務企画部長
竹内 芳仁

(近畿中国森林管理局
鳥取森林管理署長)
川脇 多久男
(東北森林管理局
秋田森林管理署長)

◇四国森林管理局総務企画部長
川脇 多久男
(東北森林管理局
秋田森林管理署長)

平成28年熊本地震が発生
平成28年4月14日午後9時26分、
熊本県熊本地方を震源とするマグ
ニチュード6.5の強い地震が発
生しました。その後、4月16日午
前1時25分、マグニチュード7.3
の地震が発生しました。
現在も余震が続いており、避難
生活等大変ご苦労されていること
と思います。被災された皆様にお
見舞い申し上げます。
全森建では、発生の翌日15日、熊
本県協会へ安否確認を行い、無事
を確認しました。
また、16日午前中には林野庁か
ら当協会へ物資支援並びに体制を
含めた協力依頼がありました。
これを受けて、会長の指示によ
り全森建事務局に「熊本地震対策
本部」を設置し、18日には各協
(議)会に対して、情報の提供並び
に支援物資等の協力依頼を行いま
した。
今後、余震が早くおさまり、一日
も早い復旧・復興が進むことをお

祈り申し上げます。

これからの行事予定

6月22日

正・副会長会議

理事会

表彰式

全森建定時総会

6月23日 説明会

森林整備保全事業設計積算要
領の改正の概要について

編集後記

◎鳥取県森林土木協会から表紙写
真に併せ、日本一参拝が難しい
国宝の寺「三徳山投入堂」の写
真の提供がありましたので、紹
介いたします。



◎全森建の平成28年度事業がスタ
ートしました。各協(議)会及
び関係者の皆様には、本年度も
よろしく願います。